

平成25年3月1日

事業主様

川口工業健康保険組合
理事長 駒 英明
(公印省略)

東京電力福島原発事故に伴う警戒区域等のすべての住民(震災発生後、他市町村へ転出した方を含む)の方に係る一部負担金免除措置延長のお知らせ

平素は、組合運営に格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、東京電力福島原発事故に伴う警戒区域等対象地域における被保険者の方が保険医療機関等に受診する際の一部負担金(窓口負担分)の免除措置期間は、平成25年2月28日までとなっておりますが、今般 厚生労働省通知に基づき第178回組合会にて慎重審議され免除措置延長実施が決定いたしました。

記

- 東京電力福島原発事故に伴う警戒区域等のすべての住民(震災発生後、他市町村へ転出した方を含む)の方の一部負担金免除措置

→ 平成26年2月28日まで延長

以上